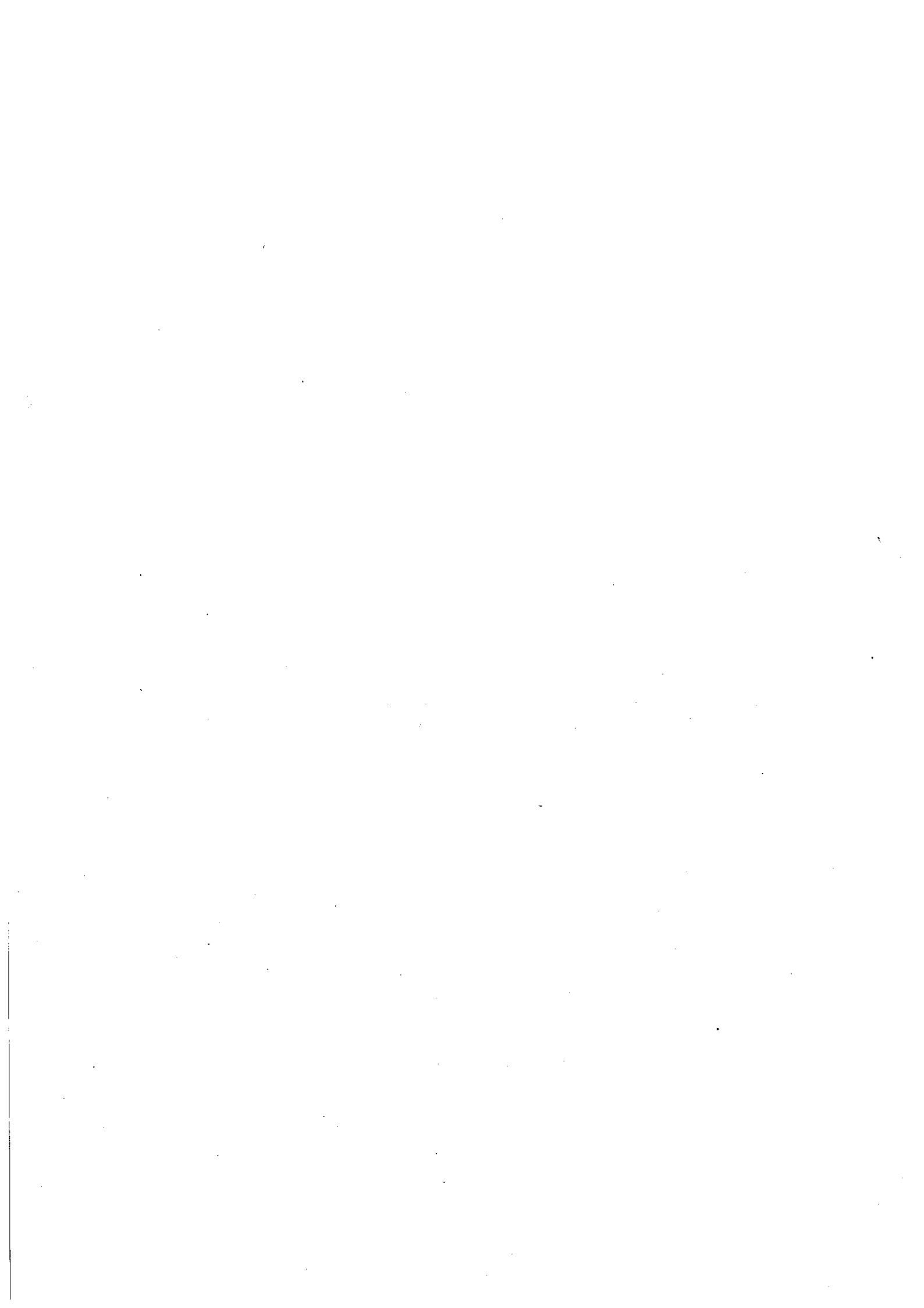


令和 2 年第 2 回

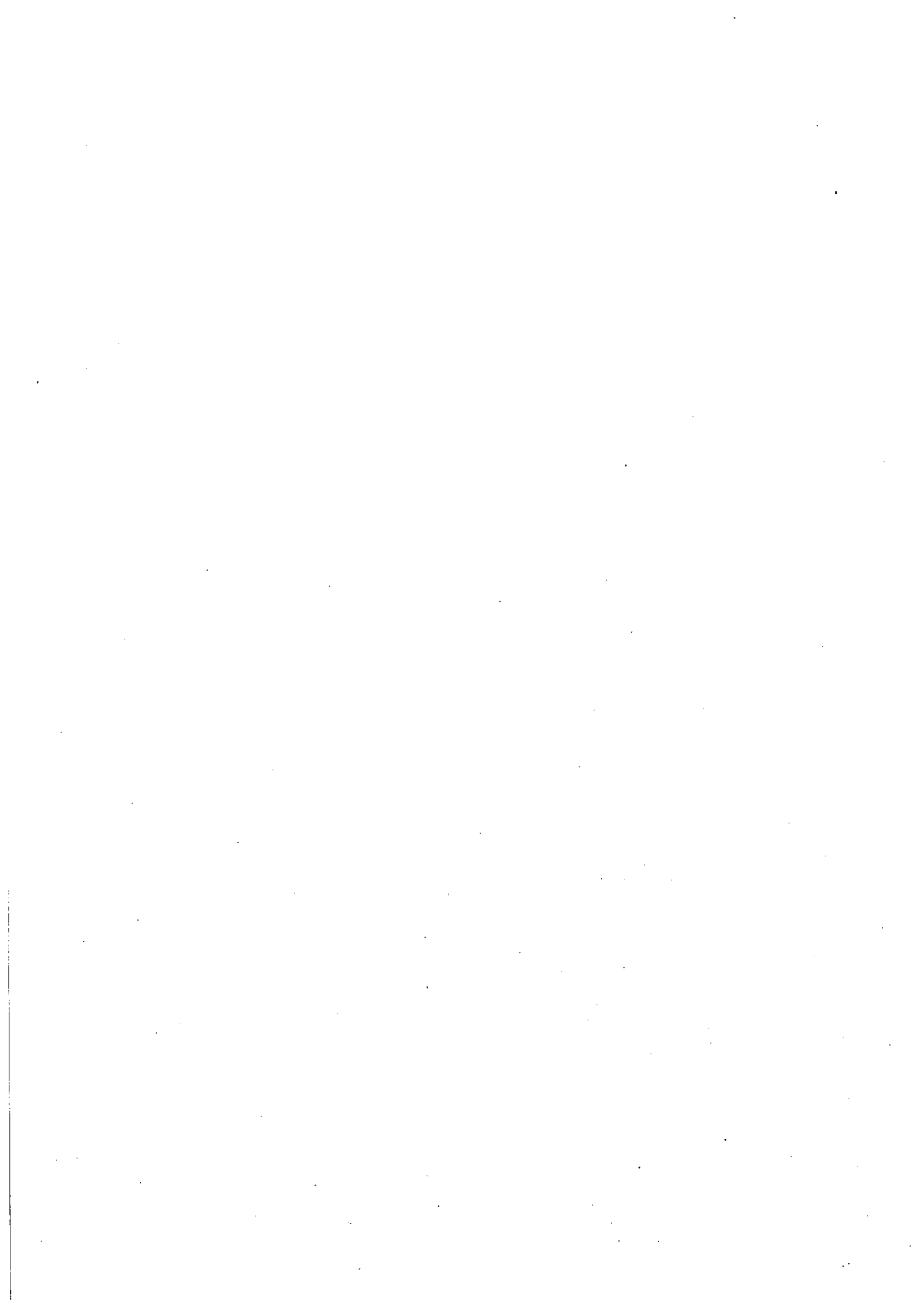
八千代市議会臨時会議案

八 千 代 市



目 次

議案第 1 号	八千代市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	1 頁
議案第 2 号	八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	3 頁
議案第 3 号	令和 2 年度八千代市一般会計補正予算（第 2 号）	5 頁
議案第 4 号	令和 2 年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	5 頁
議案第 5 号	令和 2 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	5 頁
議案第 6 号	令和 2 年度八千代市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	5 頁
議案第 7 号	専決処分の承認を求めることについて （八千代市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について）	7 頁
議案第 8 号	専決処分の承認を求めることについて （八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）	9 頁
議案第 9 号	専決処分の承認を求めることについて （八千代市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）	13 頁
議案第 10 号	専決処分の承認を求めることについて （令和 2 年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号））	15 頁
議案第 11 号	専決処分の承認を求めることについて （令和 2 年度八千代市一般会計補正予算（第 1 号））	17 頁



議案第 1 号

八千代市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 5 月 2 0 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市介護保険条例の一部を改正する条例

八千代市介護保険条例（平成 1 2 年八千代市条例第 2 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 9 条に次の 1 項を加える。

- 3 市長は、保険料の納付義務者が納期限までにその保険料を納付しなかった
ことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、第 1 項の延
滞金額を減免することができる。

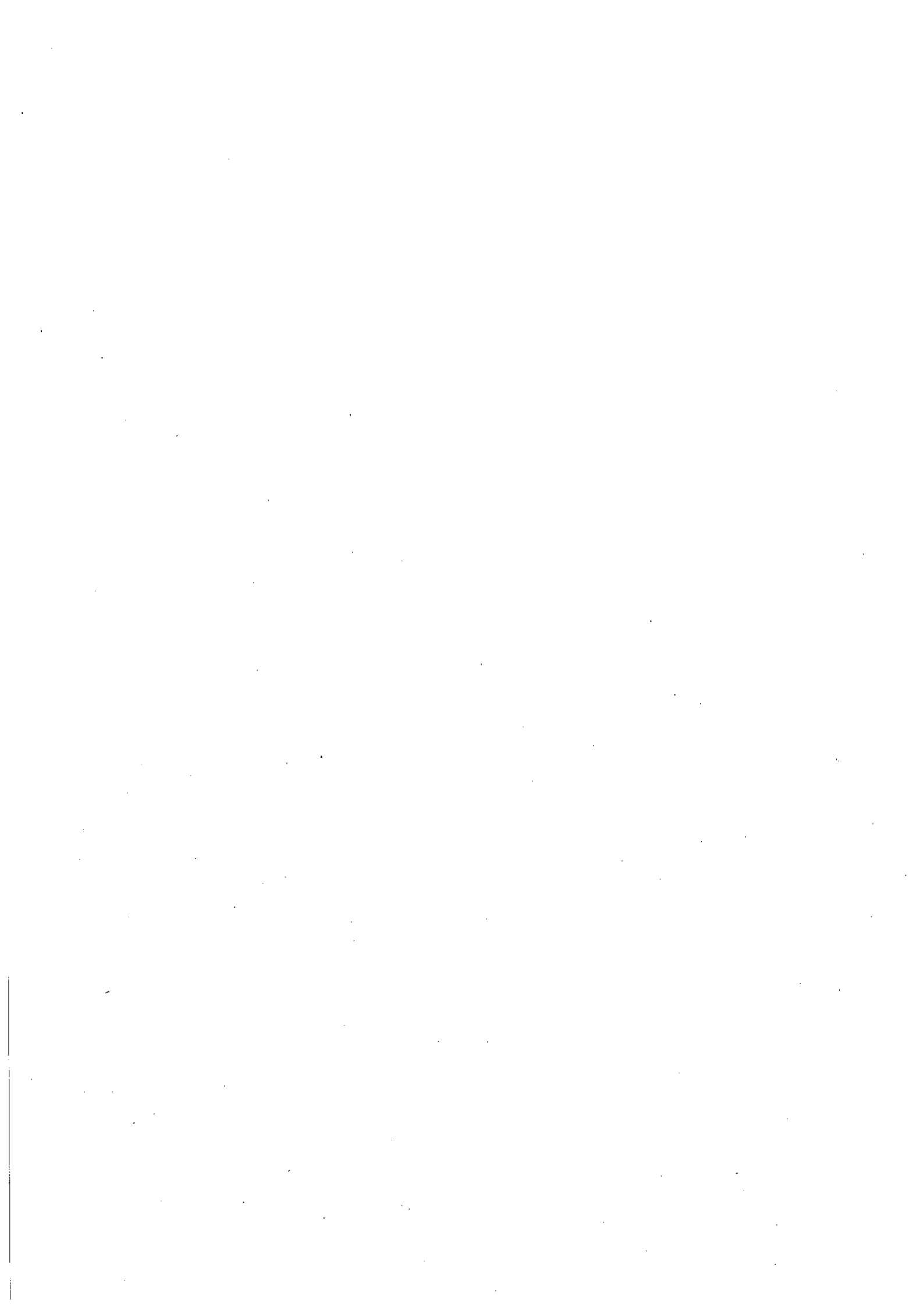
第 1 1 条第 2 項中「納期限前 7 日まで」の次に「（これにより難しい場合に
あつては、市長が定める日まで）」を、「1 5 日まで」の次に「（これにより難
い場合にあつては、市長が定める日まで）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

保険料の減免の申請期限の特例を定める等のため、条例を改正いたしたい。



議案第 2 号

八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 5 月 2 0 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八千代市国民健康保険条例（平成 6 年八千代市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条に次の 1 項を加える。

- 3 市長は、第 1 項の納付義務者が納期限までにその保険料を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる。

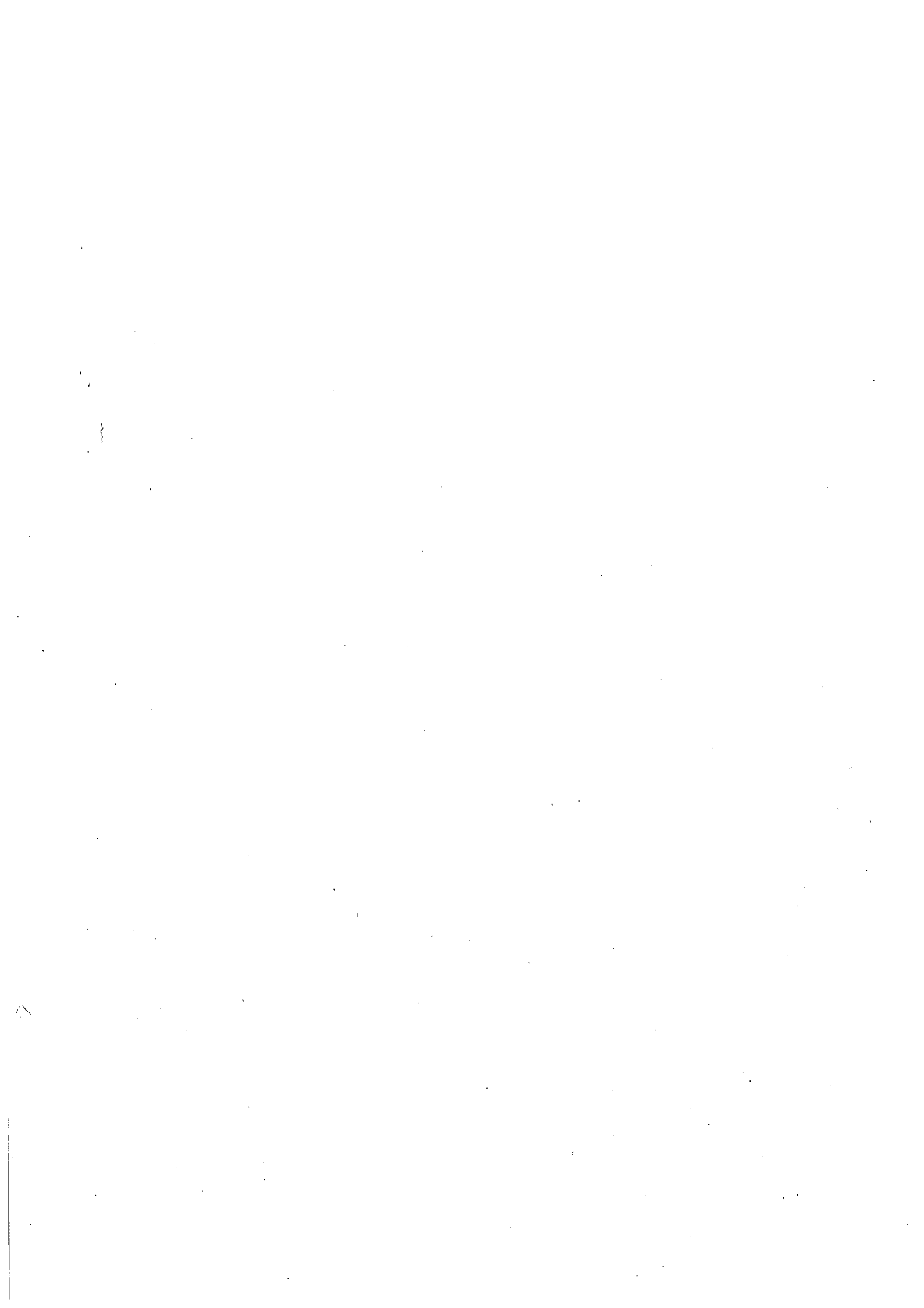
第 2 7 条第 2 項中「納期限前 7 日まで」の次に「（これにより難しい場合にあっては、市長が別に定める日まで）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

保険料の減免の申請期限の特例を定める等のため、条例を改正いたしたい。



議案第 3 号 令和 2 年度八千代市一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 4 号 令和 2 年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 5 号 令和 2 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 号 令和 2 年度八千代市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）



議案第7号

専決処分の承認を求めることについて

八千代市建築審査会条例の一部を改正する条例について特に緊急を要するものと認め、次のとおり専決処分したので承認を求める。

令和2年5月20日提出

八千代市長 服部友則

八千代市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市建築審査会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年5月11日専決

八千代市長 服部友則

八千代市建築審査会条例の一部を改正する条例

八千代市建築審査会条例（平成17年八千代市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 6 前条及び前各項の規定にかかわらず、会長は、緊急の必要があり会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、書面を委員に送付して、可否を問い、その結果をもって審査会の会議の議決に代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建築審査会の会議に代えて書面による議決を認めるため、専決処分したので

承認を求めたい。

議案第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例について特に緊急を要するものと認め、次のとおり専決処分したので承認を求める。

令和 2 年 5 月 2 0 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 4 月 2 7 日専決

八千代市長 服 部 友 則

八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八千代市国民健康保険条例（平成 6 年八千代市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 3 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第 8 条 給与等（所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を

支給する。

- 2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）の3分の2に相当する金額（その額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げた額）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）の3分の2に相当する金額（その額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げた額）を超えるときは、その金額とする。
- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第9条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第10条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の

事業主から徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第8条から第10条までの規定は、令和2年1月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 改正後の附則第8条から第10条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する被保険者について適用する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対して傷病手当金を支給するため、専決処分したので、承認を求めたい。



議案第9号

専決処分の承認を求めることについて

八千代市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について特に緊急を要するものと認め、次のとおり専決処分したので承認を求める。

令和2年5月20日提出

八千代市長 服部友則

八千代市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年5月7日専決

八千代市長 服部友則

八千代市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

八千代市後期高齢者医療に関する条例（平成20年八千代市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（市において行う事務の特例）

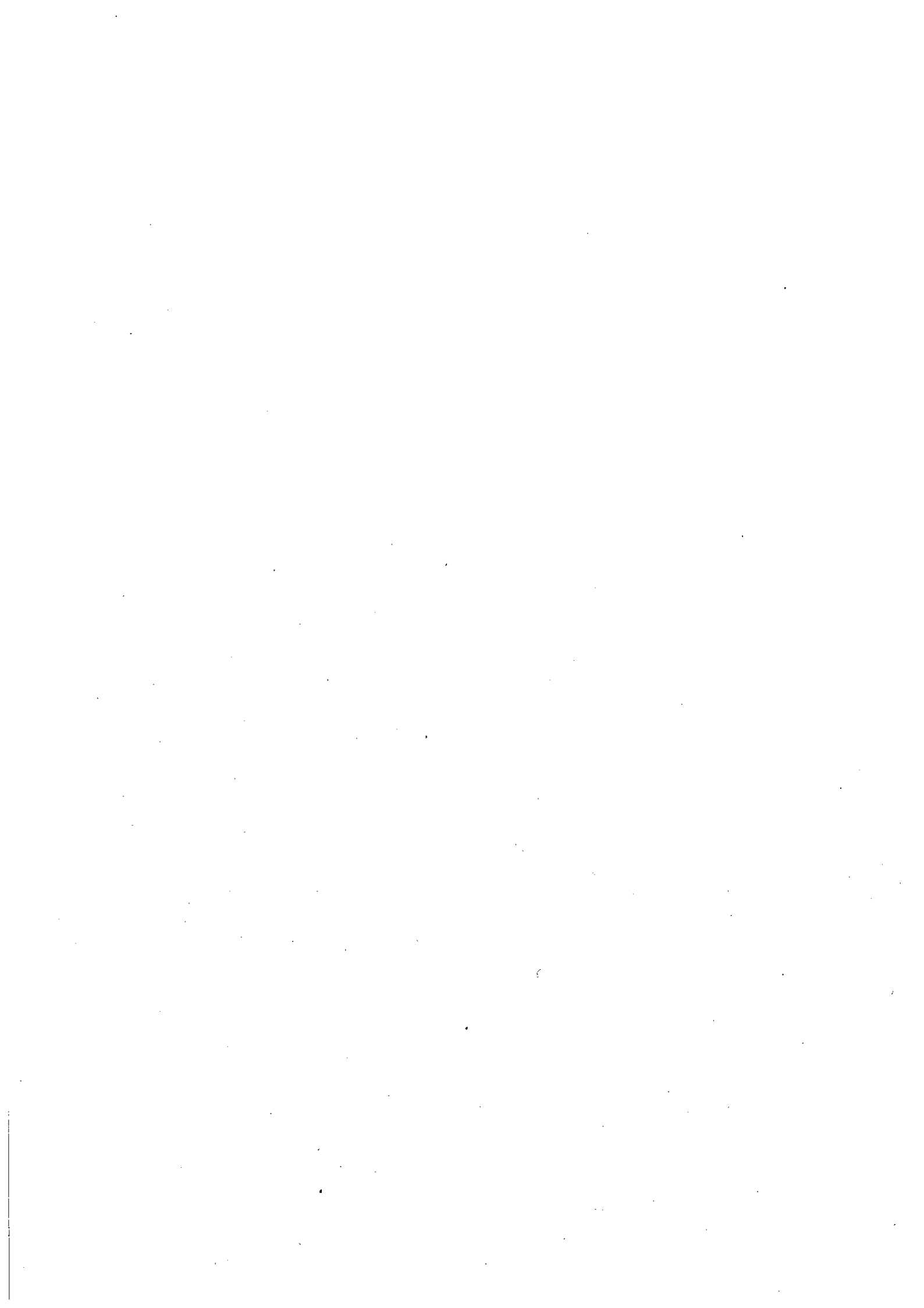
第4条 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給が行われる間にあつては、第2条に規定する事務のほか、当該支給に係る申請書の提出の受付及びこれに付随する事務を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正により、専決処分したので、承認を求めたい。



議案第10号

専決処分の承認を求めることについて

令和2年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
特に緊急を要するものと認め、別冊のとおり専決処分したので承認を求める。

令和2年5月20日提出

八千代市長 服部友則



議案第11号

専決処分の承認を求めることについて

令和2年度八千代市一般会計補正予算（第1号）について特に緊急を要するものと認め、別冊のとおり専決処分したので承認を求める。

令和2年5月20日提出

八千代市長 服部友則

